



コアラのハッピー

# くらしのほっと通信

- P.2 解約・通信販売
- P.3 若者を狙った商法
- P.4 大丈夫!?そのサイト!!

これだけは  
知っておこう

18歳から自由に契約が結べるようになる!?

## 契約の基本



民法の改正により2022年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられます。(※)

18歳・19歳は、親権者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約を結ぶことができるようになりますが、同時に「未成年者取消権」を失います。

成年年齢が18歳になると  
何が変わるのかな?

契約トラブルに  
あわないように  
気をつけなきゃね!



民法の定めによる「未成年者取消権」は未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

しかし、成年年齢引き下げにより、社会経験の少ない18歳・19歳が、悪質な業者の新たなターゲットとされる消費者被害の増大が懸念されています。

消費者被害にあわないために、契約の基礎知識を知り、消費者力を身につけましょう。

### あなたも消費者 & 契約の当事者

コンビニでお菓子を買う

電車に乗る

美容院で髪をカットする

レンタルDVDを借りる

ケータイで音楽をダウンロードする

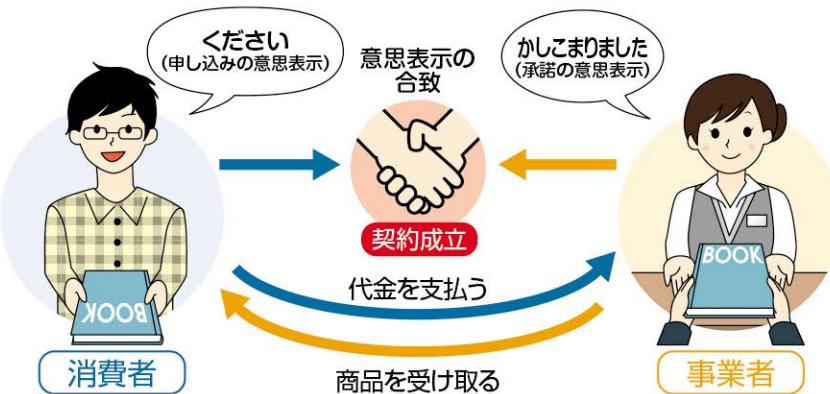
消費生活?  
消費者!?  
契約!?

私たちの生活はモノを買ったり、サービスを受けることで支えられています。これらはすべて消費者として「商品やサービスの提供を受ける」かわりに「代金を支払う」という契約です。社会人や大学生になると、今までよりずっと契約の機会が増え、内容も複雑になってきます。

アパートを借りる

新聞をとる

英会話スクールに通う



契約は  
申し込みと承諾という  
お互いの意思表示の  
合致で成立します

契約が成立すると代金を支払う義務と、商品を受け取る権利が発生します。勝手に契約を解除したり、内容を変更したりすることはできません。

### 消費者力UP! 契約は口約束だけでも成立します

高額な商品を購入する場合など、後で言った言わないのトラブルを避けるために、契約の内容を書面(契約書)に残しておきましょう。

(※) 飲酒や喫煙、競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券購入などに関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。





